

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」
 第三期(平成26～30年度)施策評価調査票

<p>実施計画項目</p>	<p>第3 9 地域における安全・安心の確保 (1)地域安全活動の推進</p>
<p>実施計画内容</p>	<p>○警察、市町村は施設管理者などの関係機関との連携によりパトロール活動を実施し、地域住民の不安感の除去及びホームレスが関係する事件・事故の防止に係る活動を推進します。 ○警察は、地域住民等に不安又は危害を加える事案、ホームレスに対する不法事案等に対しては、迅速かつ適切な措置を講ずるとともに、警戒活動を強化して再発防止に努めます。</p>
<p>(1)事業実績</p>	<p>○警察本部から各警察署に対し、関係機関及び地域住民と緊密に連携した上、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パトロール活動の強化等、地域住民の不安感を除去する活動の推進 ・ホームレスが関係する事件・事故の防止に係る活動の推進 等、 <p>地域の安全を確保するための活動の実施について通達に基づき指示をした。</p>
<p>(2)事業効果</p>	<p>○関係機関からの支援要請等に対する迅速な対応が行われ、パトロール活動等による地域住民の不安感の除去及びホームレスが関係する事件・事故の防止に係る活動を行った。</p>
<p>(3)課題・問題点</p>	
<p>(4)今後の取り組み方向</p>	<p>○引き続き、地域住民の不安感を除去する活動を推進するとともに、ホームレスに対する不法事案等に対しては、迅速かつ適切な措置を講じて再発防止に努め、地域の安全を確保するための活動を実施する。</p>
<p>担当部室課</p>	<p>公安委員会警察本部生活安全部生活安全総務課</p>

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」
第三期(平成26～30年度)施策評価調査票

実施計画項目	第3 9 地域における安全・安心の確保 (2) 応急の救護を要するホームレスを発見したときの措置
実施計画内容	○ 警察は、応急の救護を要するホームレスを発見したときは、「警察官職務執行法」(昭和23年法律第136号)等に基づいて一時的に保護し、その都度関係機関に引き継ぐ等、適切な保護活動を推進します。
(1) 事業実績	○警察本部から各警察署に対し、関係機関と連携した適切な保護活動の推進について通達に基づき指示をした。
(2) 事業効果	○ホームレスの人権に配慮した適切な保護活動を行った。
(3) 課題・問題点	
(4) 今後の取り組み方向	○関係機関との連携をより一層強化し、ホームレスに対する適切な保護活動を推進する。
担当部室課	公安委員会警察本部生活安全部生活安全総務課